

令 5 障 害 者 支 援 第 1 7 2 6 号  
令 和 6 年 (2024 年) 3 月 2 2 日

各 障 害 者 支 援 施 設 の 長  
各 障 害 児 入 所 施 設 の 長 様  
各 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 等 の 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 長  
( 公 印 省 略 )

令 和 6 年 度 介 護 給 付 費 等 算 定 に 係 る 体 制 等 に 関 す る 届 出 書 ( 体 制 届 ) の  
提 出 に つ い て

障 害 福 祉 行 政 の 推 進 に つ き ま し て は、平 素 か ら 格 別 の 御 理 解 と 御 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申  
し 上 げ ま す。

さ て、こ の こ と に つ い て、令 和 6 年 度 の 取 扱 い を 下 記 の と お り と し ま す の で、内 容 を 確  
認 の 上、ご 対 応 い た だ き ま す よ う よ ろ し く お 願 い し ま す。

## 記

### 1 体制届の提出が必要な施設及び事業所

#### (1) 全施設・事業所共通

前年度の利用者実績の確定及び令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、  
令和6年4月1日から報酬（基本報酬の算定方法や区分が変更となった障害福祉サ  
ービス事業所等は**提出必要**）及び加算（今回既存の加算が変更となったものも含む）  
の算定に変更が生じる体制等に係る様式の提出をお願いします。

- ※ 今回基本報酬の算定方法や区分が変更になった障害福祉サービス事業所等（生活  
介護、施設入所支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）は提出が必要です。
- ※ 基本報酬や既存の加算区分に変更がなく、今回新設される加算等についても算定  
しない場合は**提出不要**です。

#### (2) 障害福祉施設・障害福祉サービス事業所別

- ①生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所においては、基本報酬  
の算定方法及び基本報酬の区分が変更となっているため、体制届を必ず提出  
してください。
- ②施設入所支援においては、基本報酬の区分が変更となっているため、体制届を  
必ず提出してください。

## 2 提出書類

加除修正された項目等については、別添「体制等状況一覧表（案）」（国から参考資料）をご参照ください。

なお、届出様式等は、今後国から入手次第、県障害者支援課のホームページに随時掲載しますので、変更内容をご確認の上、書類等を作成し提出してください。

（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（障害児通所以外））

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18718.html>

（障害児入所施設、障害福祉サービス事業所（障害児通所））

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18775.html>

## 3 提出期限及び提出方法等

### （1）提出期限

令和6年4月12日（金）必着

### （2）提出方法

施設・事業所を管轄する各健康福祉センターの保健福祉・総務室あてに、持参又は郵送により提出してください。

### （3）提出部数

2部

## 4 留意事項

（1）前年度実績等の確定に伴い、必要な人員配置や加算要件が変更となる可能性があるため、必ず各施設及び事業所において、例年どおりの確認作業を行ってください。

（2）年度途中で介護給付費等（報酬及び加算）の内容に変更が生じる場合には、これまで同様、随時、体制届の提出が必要です。

施設福祉推進班 担当 岡野 TEL 083-933-2735 FAX 083-933-2779
--